(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 28日

山口県知事 様

提出者

住 所 山陽小野田市大字東高泊1863番地1 氏 名 山陽小野田市民病院 院長 藤岡 顕太郎 電話番号 0836-83-2355

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事業場の名称	山陽小野田市民病院
	事業場の所在地	山陽小野田市大字東高泊1863番地1
計	画 期 間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
当記	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	医療業
	②事業の規模	4, 247, 024, 320
	③従業員数	351
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	診療、療養、感染予防策の実施 感染性産業廃棄物→産業廃棄物処分業者に委託して、燃焼・融解

(日本産業規格 A列4番)

特別	川管理産業廃棄物の処理に係	系る管理体制に関する	る事項							
	(管理体制図)									
	別紙管理体制図のとおり									
特別	      管理産業廃棄物の排出の排	印制に関する事項								
		【前年度( 5年	F度)実績 <b>】</b>							
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
		排出量	209. 529 t	t						
	①現状	(これまでに実施し	した取組)							
		分別の徹底								
		JJ JJ TV Z HIX/ES								
		【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
特別		排出量	208 t	t						
	②計画	(今後実施する予定の取組)								
		特になし								
		付になり								
特別	川管理産業廃棄物の分別に関	関する事項								
		(分別している特別	川管理産業廃棄物の種類及	ひび分別に関する取組)						
	①現状		非感染性に分け、感染性原							
			実に分別、保管の実施。』 ハように分別を徹底する。	作悠朵!任 <del>於来</del> 物///悠朵!任						
			它の特別管理産業廃棄物の	D種類及び分別に関する						
	071-1	取組)								
	②計画	今後も分別を徹底し	していく。							

自	っ行う特別管理産業廃棄	物の再生利用に関する事項								
		【前年度(年度)実績】	1							
		特別管理産業廃棄物の種類								
	①現状	自ら再生利用を行った特別 管理産業廃棄物の量	t	t						
		(これまでに実施した取組)								
		【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類								
	②計画	自ら再生利用を行う特別 管理産業廃棄物の量	t	t						
	On E	(今後実施する予定の取組)								
自	っ行う特別管理産業廃棄	物の中間処理に関する事項								
		【前年度(  年度)実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類								
		自ら熱回収を行った特別 管理産業廃棄物の量	t	t						
	①現状	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t						
		(これまでに実施した取組)								
		【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類								
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t						
	②計画	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t						
		(今後実施する予定の取組)								

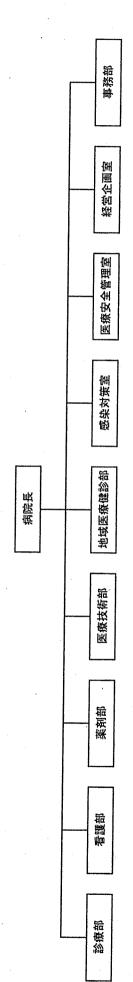
自	っ行う特別管理産業廃棄	物の埋立処分に関する	事項								
		【前年度(  年度	度)実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類									
特別	①現状	自ら埋立処分を 行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
		(これまでに実施した	上取組)								
		【目標】									
		特別管理産業廃棄物の種類									
	②計画	自ら埋立処分を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t							
		(今後実施する予定の	)取組)								
特別	別管理産業廃棄物の処理	の委託に関する事項									
		【前年度( 5年度)実績】									
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物								
特別		全処理委託量	209. 529 t	t							
		優良認定処理業者への 処理委託量	209. 529 t	t							
		再生利用業者への 処理委託量	t	t							
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t							
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t							
		(これまでに実施した	上取組)								

## (第5面)

		【目標】								
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物							
		全処理委託量	208 t	t						
		優良認定処理業者への 処理委託量	208 t	t						
		再生利用業者への 処理委託量	t	t						
	②計画	認定熱回収業者への処理 委託量	t	t						
		認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理 委託量	t	t						
		(今後実施する予定の	/ 4 <b>以</b> 作[1 <i>)</i>							
		【前年度( 5年度)実績】								
雷二	子情報処理組織の使用	特別管理産業廃 排 出 ぱパ塩化ビフェニル廃棄物を	209. 529 t							
	月 情報 処 性 組 献 の 使 角 関 する 事項	(今後実施する予定の取組等)								
<b>※</b>	事務処理欄									

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ 塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。 その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理セン ターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該 当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物管理体制図

## 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

 多量排出事業者
 名 称
 山陽小野田市民病院
 所在地 (市町名)
 山陽小野田市
 事業の種類
 医療

(単位:トン

				排出抑制に関する事項 自ら行う再生利用に関する事項 自ら行う中間処理に関する事項								自ら行う埋立処分	自ら行う埋立処分等に関する事項 処理委託に関する事項										(単位: トン)						
区分										排出量	i i	自ら再生 産業廃	利用を行う 棄物の量		回収を行う 棄物の量	自ら中間処理 産業廃	型により減量する 棄物の量	自ら埋立処分又( を行う産業)		全処理	委託量	優良認定処 処理:	は理業者への 委託量	再生利用 処理	業者への 受託量	認定熱回処理	収業者への 長託量		者以外の熱回収 の処理委託量
		種	類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画						
	廃油	1																											
特別	廃配	ĝ																											
管	廃ア	ルカリ																											
理	感染	性産業	廃棄物	209.529	208.000									209.529	208.000	209.529	208.000												
産	PC	В																					Ī						
業	PC	B汚染	物																										
) 第	PC	B処理	物																										
物物	廃石	綿等																											
110	有書	産業廃	棄物																										
		ā†	(B)	209.529	208.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	209.529	208.000	209.529	208.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						

別紙2-2